

「従業員研修動画」を作成しました！

育児・介護休業法では、育児・介護と仕事の両立のための諸制度について従業員の理解を深めるための研修実施などの対応を求めており、今回の改正で更に研修すべき項目が追加されます。そこで、東京労働局では、今回の法改正に対応した、事業主の皆様にご利用いただける研修動画「育児・介護と仕事の両立のための従業員研修」を作成しました！

POINT①

15分で完結！ YouTubeで閲覧可能！

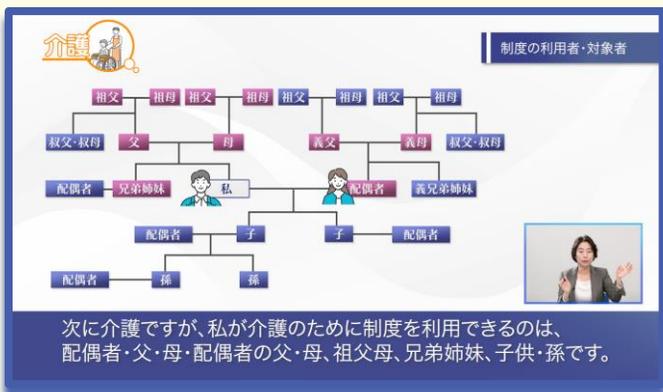
- ・会議の前後等のスキマ時間で研修可能。
- ・自席や在宅勤務中の研修も実現できます。



POINT②

令和7年施行 改正育児・介護休業法 対応！

- ・介護直面世代への情報提供等、令和7年施行の法改正に対応！



POINT③

本動画で 育児・介護休業法の 法的義務をクリア！

- ・特設ページに掲載している研修資料を併せてご利用いただくとともに、各企業の就業規則や相談窓口などを周知していただくことにより、法律で求められた内容を網羅した研修となります！

浮いた人件費をどう使うか

解決のポイント



こうすることによってEさんが成長したとか、仕事が見える化されて組織力がアップしたという話も聞きます。

法的義務？！

事業主がすべき従業員研修・個別周知・情報提供とは？

【従業員研修】

- ・育児休業の申出が円滑に行われるための雇用環境の整備 (第22条第1項)
- ・職場における育児・介護休業等に関するハラスメント対策 (第25条)
- ・介護離職防止のための雇用環境整備 (第22条第2項、第4項) **[NEW!]**

【育児・介護と仕事の両立支援制度についての個別周知】

- ・本人又は配偶者が妊娠・出産等を申し出たとき (第21条第1項)
- ・介護に直面した旨を労働者が申し出たとき (第21条第2項*) **[NEW!]**
- ・子が3歳になるまでの適切な時期 (第23条の3第5項) **[NEW!]**

【情報提供】

- ・介護に直面する前の早い段階 (40歳等) での情報提供 (第21条第3項*) **[NEW!]**

※1 令和7年4月1日時点の条項です。令和7年10月1日より第21条第4項となります。

※2 令和7年4月1日時点の条項です。令和7年10月1日より第21条第5項となります。

研修動画特設ページ^{※3}
はこちら！▶▶▶▶▶

※3 令和6年12月3日公開

